

〈 荷 物 運 賃 表 〉

R4.4改定

1. 手荷物運賃表

(1) 受託手荷物運賃

(単位:円)

区 分 / 区 間 別	坂 手	桃 取 ・ 菅 島	答 志 ・ 神 島
手荷物1個につき	100	130	150

2. 特殊手荷物運賃表

(単位:円)

区 分 / 区 間 別	全 区 間
自転車	140
原動機付自転車	290

※この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいい、「自転車」とは、同項第11号の2に規定する自転車をいう。

3. 小荷物および貨物運賃表 (容積区分=3辺の和)

(単位:円)

容積 重量	200cmまで			250cmまで			300cmまで			350cmまで			400cmまで		
	坂手 ※1	桃取 菅島 ※2	答志 神島 ※3												
10kgまで	100	130	150	110	180	190	180	230	240	230	350	370	300	440	480
20kgまで	110	180	190	180	230	240	230	350	370	300	440	480	350	460	490
30kgまで	180	230	250	230	350	370	300	440	480	350	460	490	460	490	600
40kgまで	230	350	370	300	440	480	350	460	490	460	490	600	490	600	750
50kgまで	300	440	480	350	460	490	460	490	600	490	600	750	600	750	890
60kgまで	350	460	490	460	490	600	490	600	750	600	750	890	750	890	1,040

※運賃表の容積又は重量を超える貨物については、運送可能な場合につき申し受けるものとし、当該貨物の不足分の容積又は重量を加算した運賃とする。

【離島間適用料金】

※1坂手～菅島間(直航便)、※2神島～菅島間、神島～答志(和具)間、※3答志(和具)～神島～菅島間、坂手～佐田浜～答志(和具)間(経由便)